

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

中 川 和 彦

一

南米のアルゼンチンでは、かねてから商法改正の作業が進められていると伝えられ、一九六三年に、手形・小切手を中心とする商法の一部の改正が実現している。⁽²⁾しかし、これに劣らず、改正が必要とされていた会社については、一九五五年に Malagarriga 及び Aztria 参考草案が、⁽³⁾一九六七年に Halperin 参考草案が公表され、⁽⁴⁾その後の経過に注目していたところ、本年(一九七二年)四月二五日、新会社法が公布された。

アルゼンチンは、近時、隣国ブラジルと比べて、その経済は停滞気味であるとは言うものの、同国は南米のいわゆるABC三国の一つと言われ、ラテン・アメリカの指導的な国の一つであって、特に、その法律文化の水準は高く、⁽⁵⁾その立法は欧米先進国の法制の長所を採用しており、他方、近隣諸国に深い影響を及ぼしており、⁽⁶⁾その

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

ため、比較法学的に興味のある対象とされている。このような事情から筆者はアルゼンチンの商事立法の動向に深い関心を向けていた。

そこで本稿においてこの一九七二年新会社法を素描しながら、若干の考察を試みようと思ふ。

(1) 改正の動きを伝えるものとして左記を参照された。

Carlos J. Verangot, Crónica de la Argentina—Urgencia de la Reforma de Código de Comercio, *Revista de Derecho Mercantil (Madrid)*, Núm. 28 (Julio-Agosto 1950), pp. 113~121; Réformes Législatives en Argentine, *Revue Internationale de Droit Comparé*, Vol. 12 (1960), pp. 399~400; Ignacio Winizky, Le Plan des Reformes Legislatives en Argentine—Exposé et Commentaire, *Revue Internationale de Droit Comparé* Vol. 12 (1960), pp. 719~731.

(2) 六三年の改正は、小切手に関するデクレト・レイ第四七七六号、為替手形に関するデクレト・レイ第五九六五号、合意送り状に関するデクレト・レイ第六六〇一号、商業帳簿、商事契約の解除、商事売買および双務契約の規定に関するデクレト・レイ第四七七七号よりなっている。詳細は左記を参照されたい。

中川和彦稿「アルゼンチン商法改正の概要」『海外商事法務』六八号。

(3) この参考草案のテキストは入手しておらず、未見であるが、左記を参照されたい。

中川和彦稿「アルゼンチン会社法改正の動き」『ラテン・アメリカ研究』(ラテン・アメリカ協会)創刊号。

(4) この参考草案のテキストは左記に収録してある。

Código de Comercio de la República Argentina y sus leyes y decretos complementarios, 1968, Buenos Aires (Victor P. de Zavaglia), pp. 657~773.

左記はその紹介である。

中川和彦稿「アルゼンチン国一九六七年会社法草案」『成城大学経済研究』三三二号。

(5) 田中耕太郎稿「ラテン・アメリカ法学界管見」(『法哲学一般理論 上』所収) 参照。

(6) たとえば左記を参照されたい。

Julio Olavarria Avila, *Los Códigos de Comercio Latinoamericanos*, 1961, Santiago de Chile, p. 100 y sgtes.

二

一 アルゼンチンの会社に関する現行の成文法は商法典の関係法条を中心として、これを補完する若干の付屬法令よりなる。

現行の商法典は一八八九年の制定で、これはこの国としては第二番目の商法典で、その制定当時からアルゼンチンの現実の要請に應えていないと言われながら、以後四分の三世紀も経過した今日、なおも引続き施行されてきた。そのため、多くの点で補完が必要とされ、特に会社については多くの特別法令が制定されている。しかし、それらのほとんどすべてが新法の発効とともに廃止されることになっている。次の如くである。(新法三六八条参照)。

商法典 第四一条 第二八二条ないし第四四九条

一八九七年法律第三五二八号 外国で設立された会社に関する商法第二八六条を改正する。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

- 一九〇二年法律第四一五七号 株式会社・資本の確定に関する。
 - 一九〇七年法律第五一二五号 株式会社・監督局への貸借対照表の屈出に関する。
 - 一九〇九年法律第六七八八号 株式会社・監督局への貸借対照表の屈出に関する。
 - 一九一二年法律第八八七号 社債法
 - 一九三二年法律第一一六四五号 有限責任会社法
 - 一九三三年法律第一一七一九号 (破産法) 第二一〇〇条 無担保社債発行会社の破産の場合の手續に関する。
 - 一九六七年法律第一七三一八号 国家参加株式会社に関する。
 - 一九七一年法律第一九〇六〇号 (資本市場の設置に関する) 第七条および第八条 商法第三四条を改正する。
 - 一九五五年一〇月一四日付デクレト第八五二号 資本の増加・公告に関する。
 - 一九五六年三月二七日付デクレト第五五六七号 株式会社の期間の計算方法に関する。
 - 一九六三年デクレト第三三二一九号
- 二 前述の如く、多くの法令があるため、少なくとも、それらを整理する意味において法改正の必要があり、また、株式会社に対する行政的監督制度などをめぐる論議もあり、さらに、近時の、ドイツ、フランス、イギリス、スペインなどの諸国における会社法改正がアルゼンチンの会社法改正の動きに大きな刺激、影響を与えたという事情が加わり、アルゼンチン経済の現状、さらに予想される発展に調和させるべく、会社法改正の作業が具体化された。

こうして、フロンディシ大統領の治下 (一九五八年から一九六二年) に会社法改正の作業が着手され、一九五九

年に Carlos C. Malagarriga 及び Enrique A. Azitria 両博士の起草した参考草案が公表された。⁽¹⁾しかし、
種類の事情でこれは採用に至らず、一九六七年 Isaac Halperin を長とする委員会の起草した参考草案が公表さ
れた。⁽²⁾この参考草案は、Malagarriga 及び Azitria 参考草案を基に西ドイツの一九六五年株式法、フランス
の一九六六年会社法、イタリアの一九六七年政府草案、スペインの一九五一年株式法なども参照して起草され
た。

こうして、一九六七年二月二十七日に、Halperin 委員会は草案を法務大臣に提出し、その後、各界の意見の
聴取による、また法令の改廃にともなう若干の手直しが行なわれ、一九七一年一月二十二日に最終草案が起草さ
れ、この時に、会社の分割、フランス流の監査会の制度がとりいれられた。そして、一九七一年二月二十八日、
法務大臣 Ismael E. Bruno Quijano が法案を大統領に提出し、翌一九七二年四月三日、大統領 Alejandro A.
Lanusse がこれを法律第一九五〇号として裁可 (Sancción y promulgación) し、四月二十五日の官報でこれを
公布した。そして、公布から一八〇日後に、同法が発効することになっている。

(1) 一の注³ 参照。

(2) 一の注⁴ 参照。なお、この参考草案について、その起草委員による次の報告がある。

Anteproyecto de la Ley de Sociedades Comerciales, Su Análisis : Disertaciones a cargo de los Profesores
Doctores Conrado Etchebarne (h.), Isaac Halperin, Horacio P. Fargosi, Carlos S. Odrizola, Gervasio
R. Colombres y Enrique Zaldivar, *Revista de Derecho Comercial y de las Obligaciones*, Núm. 5 (Oct.
1968), pp. 587~623.

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

三 新法は正式には法律第一九五五〇号会社法 (Ley de Sociedades Comerciales No. 19550) といい、全文三七三三カ条からなり、次のような構成である。

第一章 総則

第一節 会社の存立について

一条～三条

第二節 形式、証明および手続について

四條～一五條

第三節 無効の制度について

一六條～二〇條

第四節 適法に設立されなかった会社について

二一條～二六條

第五節 社員について

二七條～三五條

第六節 会社との関係における社員について

三六條～五五條

第七節 社員と第三者について

五六條～五七條

第八節 管理および代表について

五八條～六〇條

第九節 書類および会計帳簿について

六一條～七三條

第一〇節 組織変更について

七四條～八一條

第一一節 合併および分割について

八二條～八八條

第一二節 一部解散および解散について

八九條～一〇〇條

第一三節 清算について

一〇一條～一二二條

第一四節 裁判所の介入について

一二三條～一七七條

第一五節 外国で設立された会社について

第二章 特別の会社について

第一節 合名会社について

第二節 合資会社について

第三節 労資混合会社について

第四節 有限責任会社について

第一款 定義および設立について

第二款 資本および持分について

第三款 会社の機関について

第五節 株式会社について

第一款 定義および設立について

第二款 資本について

第三款 株式について

第四款 享益証券について

第五款 株主総会について

第六款 経営および代表について

第七款 監査委員会について

一一八条～一二四条

一二五条～一三三条

一三四条～一四〇条

一四一条～一四五条

一四六条～一四七条

一四八条～一五六条

一五七条～一六二条

一六三条～一八五条

一八六条～二〇六条

二〇七条～二二六条

二二七条～二三二条

二三三条～二五四条

二五五条～二七九条

二八〇条～二八三条

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

第八款 私的監査について

二八四条～二九八条

第九款 国の監査について

二九九条～三〇七条

第六節 国の多数参加株式会社について

三〇八条～三一四条

第七節 株式合資会社について

三一五条～三二四条

第八節 社債について

三二五条～三六〇条

第九節 匿名組合について

三六一條～三六六条

第三章 適用規定および経過規定について

三六七条～三七三条

(一) 新法のテキストとして次の三者を入手している。

(1) *Boletín Informativo: Anales de Legislación Argentina*, Año 1972, Núm. 13. 所収のφφ。

(2) *Información Empresarial*, Año V, Núm. 45 (5 de Abril de 1972) 所収のφφ (フエノス・アイレヌ市の公認会計士アマンヤ氏の御好意による)。

(3) *Héctor Alegria, Sociedades Anónimas: Actualización*, 1972, Buenos Aires (Forum), 所収のφφ。

三

新法は第一条で会社 (*sociedad comercial*) を定義して次のように定めている。

「2名以上の者が、組織された形で、かつ本法の規定する典型の一つにより、財もしくは役務の生産もしくは交換に充てるために出資をなし、利益を分配し、損失を分担することを義務づけられる場合、会社は存在する」

と。

従来、商法典は会社を *compañia o sociedad mercantil* といひ、これを次の如く定義していた。

「2名以上の者が、生じうべき利益を分配する意図をもって、商行為をなすため、その財および勞務、またはこれらのうちのいずれかを共同において、連合する契約」と(商二八二条)。

この商法典の定義は民法典の *societad* の定義(民一六四八条)と調和したものであった。新法では、前述の如く、会社の意義が改められているが、民法の定義については改正がなく、引続き同一のものが行なわれている。

さて、前述の新法第一条の会社の定義は、一見すると、それは、イタリア市民法典(*Codice Civile*)の会社(*Società*)の定義(二四七条)および企業者(*Imprenditore*)の定義(二〇八二条)に酷似する。

第二四七条 会社契約をもって2名以上の者が經濟活動を共同して行うために、かつ利益を分配し、損失を分担するために財もしくは役務を出捐する。

第二〇八二条 ……生産、または財もしくは役務の交換の意図をもって組織的經濟活動を業として行うもの…
…(後略)。

次に、新法は会社の定義において契約の語を用いていない(商法典の定義規定と比べよ)。しかし、直後の第四条で契約の語を用い、会社を契約とすることを前提とした多くの規定を設けており、会社を契約と解する従来の伝統的な立場を脱却していない。ともかく、会社を契約と解する以上は、社員数は二名以上でなければならぬ。

第三に、新法は第一条で、すべての会社が新法の定める形態のいずれかによるべきことを規定して、典型性の原則(*el Principio de la Tipicidad*)を明らかにしている。新法の規定する会社形態は合名会社、合資会社、勞資

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

混合会社、有限責任会社、株式会社および株式合資会社で、その他、会社ではないが匿名組合も新法のなかに規定がある。

この典型性の原則に違反して、新法の認めていない形態の会社を設立した場合、当該会社の設立は無効となる(新法一七条)。

ところで、新法第一条は「本法の規定する形態」というが、これは、会社法以外の法令により新たな会社形態を規定することを妨げるものではないと解すべきであろう。何故ならば、従来、商法典以外の特別法令により創設された会社形態が少なからずあったからである。たとえば、法律第一一三八号により協同組合が、法律第一一六四五号により有限責任会社が、法律第一七三一八号により国家参加株式会社が、一九四六年デクレト第一五三四九号により公私合弁会社が規整されている。

第四に、新法第一条は会社を契約と解する立場にたちながら、組織の考えを取り入れているが、このこと自体、会社の正常な活動が構成する企業の観念との結びつきを暗に示すものと解されよう(立法趣意書第一章第一節(1)参照)。

第五に、会社は財もしくはは役務の生産もしくはは交換に従事することが必要とされる。この点、次の問題がある。

一 つは Malagariga および Azuria 参考草案において、この箇所は「経済活動の発展」とされていたものが、Halperin 参考草案以降新法の法文の如く改められている。これは、経済活動(たとえば、前述したイタリア市民法典第二二四七条)は財産的活動を意味するが、必ずしもそのすべてが営利を目的とするものではないというこ

とが考慮されたためのようである（立法趣意書第一章第一節(1)参照）。

二つは新法の法文が右の如く改められた結果、生産または交換活動をとまなわぬ活動、たとえば、財の管理・維持を目的とする、また工業技術の調査をするものが、生産または交換に該当するか、否かの問題が残されることになる（立法趣意書第一章第一節(1)参照⁽¹⁾）。

(1) J. C. Malagarriga, En torno al Concepto de Sociedad Comercial en el Proyecto de Ley de Sociedades, *Revista del Derecho Comercial y de las Obligaciones*, Núm. 11 (Oct. 1969), p. 567.

二 新法は第二条で「会社は、本法の定める範囲内で、法の主体である」と規定する。これは民法典の法人に関する第三十三条の一九六八年に改正された内容に対応する（法律第一七七一号による改正⁽¹⁾）。一九六八年の改正前の第三十三条では、会社のうち法人として列挙されていたのは株式会社のみであった。しかし、学説、判例はとも一致して会社の法人格を肯定していた⁽²⁾。ともかく、一九六八年の改正の結果、第三十三条は各種の会社について法人であることを明らかにしている。

『民法第三十三条』

① 法人 (las personas jurídicas) には公法上のものと私法上のものがある。

② 公法上のものは次の如し。

(1) 国、州、市町村。

(2) 自治体。

(3) カトリック教会。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

③ 私法上のものは次の如し。

- (1) 共通善を目的とし、固有の財産を保有し、定款により財取得の能力を有し、国の補助金のみによって存続するものではなく、かつ機能する認可を得ている社團 (asociaciones) および財団 (fundaciones)。
- (2) 機能するための国の明示の認可を必要としないが、法律にしたがって、権利を取得し、債務を負う能力を有する組合 (sociedades civiles) および会社 (sociedades comerciales) または団体 (entidades)。⁹』
したがって、会社が適法に設立されている限り、原則として、完全な権利能力を有する。しかし、株式会社および株式合資会社について制限があり、これらの会社は株式組織の会社以外の会社に参加することが禁止されており、また資本の持合なども制限されている(新法三〇条)。この他適法に設立されていない会社について、条件付であるが、権利能力が認められている(後述)。
なお、匿名組合も新法は規定しているが(三六一条以下)、法人格はない。

(1) この問題の詳細は左記を参照された。

Manuel Antonio Laquis, El Sujeto de Derecho en la Anteproyecto de Ley General de Sociedades, *Revista del Derecho Comercial y de las Obligaciones*, Núm. 16 (Agosto 1970), p. 425 y sgtes.

(2) たとえば、左記を参照された。

Carlos C. Malagarriga, *Tratado Elemental de Derecho Comercial, Tomo I*, 1958, Buenos Aires (Tipográfica Editora Argentina, S.A.) p. 152 y sgtes; Isaac Halperin, *Curso de Derecho Comercial, Tomo I*, 1967, Buenos Aires (Ediciones Depalma), p. 243; Carlos Juan Zavala Rodriguez, *Código de*

三 会社の設立契約および変更の契約は書面によることを要し、当事者の選択にしたがって、公正証書 (*instrumento público*) または私署証書 (*instrumento privado*) によることとされた (新法四条)。

私署証書でも差支えないこととされたのは、会社契約の適法性の審査が裁判官により行なわれること (新法六条)、株式組織の会社の場合、行政的監督が行なわれること (新法一六七条、一六八条)、さらに、設立登記に際して、登記を所管する裁判官の前で認証等の手続が行なわれること (新法五条) などのためである。

次に、会社は、商業登記簿 (*Registro Público de Comercio*) に登記されて初めて適法に設立されたものとみなされ (新法七条)、これにより完全な法人格を取得する。

四 会社契約 (*contrato social*) の記載事項は第一条に定められている。これは、無論原則的事項で、各種の会社について、特に株式会社について変更がある。記載事項を列挙すれば、

- (1) 社員の氏名、年令、未婚・既婚の別、国籍、職業、住所および身分証明書の番号。
- (2) 会社の商号 (正確には社号または名称)。
- (3) 会社の事業目的。明確であることを要する。
- (4) 資本金および各社員の出資額。アルゼンチン通貨で表示することを要する。
- (5) 会社の存続期間。確定的であることを要する。
- (6) 管理、監査および社員総会の制度。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

(7) 損益の分配方法。

(8) 社員相互間、および第三者との間の社員の権利義務。

(9) 会社の運営、解散、清算に関する規定。

これを商法典第二九一条および第二九二条の規定するところと比較すると、(4)アルゼンチン通貨によるべきこと、(5)存続期間、など従来、不明確であった事項が明確にされている。

さらに、有害的記載事項として、いわゆる獅子契約などを新法は規定しているが(二二号)、それらはおおむね、従来から、民法典に規定されているもの(たとえば、民一六五二条、一六五三條)、また判例により確立されているものである。

五 現行法は不備で新法が補完したものの一つは無効(*nullidad*)に関する規定である。

商法典には会社の無効に関する規定はほとんどなく、民法典には *sociedad* の無効に関する規定が僅かではあるがおかれていた(たとえば、民一六五二条、一六五九条、一六六〇条、一六六一條)。しかしこれらを会社に準用するには無理があり、補完をせまられていた箇所の一つであった。

新法は第二節に次の5カ条をおいている。

まず、第一六条は、原則的に、会社が契約であることから、社員の一名について生じた無効(*nullidad o anulacion*)と会社契約全体の無効について定め、第一七条で、新法の定める会社形態以外の形態の会社の無効、および必要要件の欠缺が無効の事由となる旨を明らかにしている。

次に、第一八条は不法目的会社の無効を明らかにするが、当然の内容であり(日本商法五八条参照)、第一九条

で、目的が適法でありながら、違法な活動を行う会社の解散について規定する（日本商法五八条一項一号とはほぼ同旨）。さらに、形態により禁止されている目的をもつ会社の無効も規定する（二〇条）。

六 新法は第四節を「適法に設立されなかった会社」と題し、六カ条をあてている。

アルゼンチンでは、従来、法令の規定する設立手続を履んでおらず、無効の瑕疵を含んだまま運営されている会社について、変則会社 (*sociedad irregular*) または事実上の会社 (*sociedad de hecho*) の語が用いられた⁽¹⁾。そして、これらの「会社」について無効を厳格に適用せず、学説、判例とともに、⁽²⁾ こういう「会社」に対して、条件付ではあるが、法人格を容認する態度をとっている。

新法は、前述の表題の如く「適法に設立されなかった会社」 (*la sociedad no constituida legalmente*) の語を用い、商事目的を有する事実上の会社、および法定の形態をとりながら、適法な設立手続を履んでいない会社を適用の対象として規定をおいた。

明文の規定はないが、前述の如き、通説を受けて、これらの会社について、結果的に法人格を容認する。しかし、それは、次の点で、暫定的かつ条件付のものである。第一に、社員のうちで請求するものがあれば、直ちに解散すべきこと（新法二二条）、第二に、社員は何に人でも会社を代表すること、また、原則として、社員および会社の名において、契約を締結する者が会社の取引について連帯責任を負うことなど、完全な法人格を有するわけではないこと。

(1) たどぎやが Halperin, *Curso*, p. 291 y sigtes.

(2) たどぎやが Malagariga, *Tratado*, p. 602; Halperin, *Curso*, p. 295.

七 第五節は「社員について」と題し、ここでは、主として、個人は無論、会社である社員の能力に関する規定をおいている。

まず、従来、論議的であった夫婦間の会社契約は株式組織の会社⁽¹⁾および有限責任会社のいわゆる物的会社に関するのみ許された(新法二七条)。これら以外の形態の会社については、夫婦が持分を有する場合、6カ月以内に会社を組織変更するか、持分の譲渡を義務づけられているので(新法二七条、二九条)、夫婦でもって、株式組織の会社および有限責任会社以外の会社を設立することは許されていないと解すべきであろう。

今一つ論議されていた親子による会社について新法は何もふれていない。

次に、遺言による遺産不分割の結果(一九五四年法律第一四三九四号、ただし、一九五七年五月三〇日付デクレット・レイ第五二八六号により改正)、会社が設立されるが、この場合、社員に未成年者がおれば、その者を有限責任社員とすることになっている(新法二八条)。

会社が他の会社の社員になりうるか、という問題について(日本商法五五条参照)、アルゼンチンの一般原則は、法人一般について法令の枠内での権利能力を認めているが(民三三条ないし三五条)⁽²⁾、最高裁判所は、株式会社に⁽³⁾ついて、会名会社など人的会社の社員となりうることを否定している、新法はこの点について次のような規定をおいた。

第一に、株式会社および株式合資会社は、株式組織の会社(株式会社および株式組織会社)のみの社員になることができること(新法三〇条)。

第二に、形態のいかんを問わず、会社が他の会社の持分を保有できる限度額は、任意準備金、ならびに資本金

および法定準備金の半額の合計額とする(新法三二条)。

第三に、資本の相互持合 (*participación recíproca*) による会社の設立、資本の増加を無効とすること。

第四に、支配会社の従属会社の持分を保有できる限度は、貸借対照表により法定準備金を減じた準備金の額とすること(新法三三条)。なお、このいう支配会社 (*Sociedad controlante*) とは、直接または間接であることを問わず、他会社(これが従属会社 *sociedad controlada*) の意思決定に必要な議決権をもつ持分(株式)を保有する会社をいう(新法三三条一項)。

(1) J. I. Ader, B. Kliksberg y M. Kunowski, *Sociedades Comerciales*, 1965, Buenos Aires (Ediciones Depalma), pp. 113~116; Malagarriga, *Tratado*, pp. 190~195.

(2) 本稿 三〇二 参照。

(3) Halperin, *Curso*, p. 217.

八 商法典には組織変更 (*transformación*) に関する明文の規定がなく、従来、会社契約の変更の一つとして商法第三五四条、第四一一条によった。新法は第一〇節をこれにあて、明確な定義規定をおくが(七四条)組織変更の許される会社の種類について何んら規定がない。

九 新法は新設合併および吸収合併とともに *fusion* といい、定義規定をおいている(八二条)。しかし、講学上、*fusion* は新設合併を意味し、吸収合併に相当するものを *absorción* という(立法趣意書第一章第一一節参照)。

合併の節に分割に関する規定も収められている。新法は「会社がその資産の一部を既存の会社に出資し、もしくはこれをもって新会社の設立に参加するとき、または新設会社の設立に資産の一部を出資するとき、分割

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描(一)

(excision)が存する」という(八八条)。

したがって、分割には、(1) 他会社と共同して、新会社を設立する (2) 資産の一部を既存の会社に出資する (3) 分割される会社の資産の一部をもって新会社を設立する、という三つの場合が予定されている。(1)と(2)については、合併の場合とほぼ同様の規定が、(3)の場合には、組織変更の場合と合併の場合とほぼ同様の規定にしたがって手続がなされる。

一〇 解散および清算に関する規定は第七節および第八節におかれている。特に目立つ点はないが、会社は契約であるから、社員の数が一名に減ずることは解散の事由である(新法九四条(8))。

一一 アルゼンチン商法では会社は国籍を有しないとされる⁽¹⁾。というのは、たとえば、Halperin によれば「国籍」というのは国家と人民との間の政治的連繫を前提とするものであり、これに対し、会社は、その社員の間に、経済を基盤とする法律的連繫を創出するにすぎない。会社の国籍というのは、私法上、その設立、運営につき、特定の法則に従わせることを表現する用語である⁽²⁾とする⁽³⁾。

ともかく、新法は、一貫して、「外国で設立された会社」の語を用いる(一一八条ないし一二三条)。

準拠法は、原則として、設立地国とする(新法一八八条一項)。そして、アルゼンチンにおけるその活動を次の如く、類型化し、規整する。

第一に、孤立的行為をなす、および訴訟当事者となる場合、能力は認める(新法一八八条二項)。

第二に、事業目的に含まれる行為をくりかえして行なう、また支店などを設置する場合。この場合には、本国法に準拠して設立されていることを証明し、国内に住所を定め、アルゼンチンで設立される会社と同一の登記お

よび公告をなし、さらに、代表者の任命などが必要とされる（新法一八八条三項四項）。

第三に、アルゼンチン国内で会社の設立に参加する場合、該会社は本国法に準拠して設立されていることを登記裁判官に証明し、会社契約、代表者に関する書類などを登記することを要する（新法一一三条）。

第四に、外国で設立されながら、アルゼンチン国内に住所をおく、または主たる事業を行うものは、設立手続、経営の監督などについて国内の会社とみなされる（新法一二四條）。

(1) アルゼンチンにおける外国会社について邦語文献として左記がある。

マルガリータ・アルグアス（中川和彦訳）「アルゼンチン法における外国会社」『ラテン・アメリカ研究』（ラテンアメリカ協会）五号。

(2) Halperin, *Curso*, p. 265.

(3) したがって、Halperin は、国籍を、その法制の建前よりする便宜的なものと解しているようである。とすれば、わが国における会社の国籍にする考え方とはほぼ同旨となる。アルゼンチンで否定されているのは、むしろ、一九世紀的な国籍論の画一主義ではあるまいか。山田鏡一稿「外国会社」『株式会社法講座 五卷』一七八九ページ以下参照。

四

新法は、商法典の如き合名会社 (Sociedad Colectiva) の定義規定 (商三〇一条) をおかず、会社の債務について社員の責任を副次的、無限かつ連帯と規定するにとどまる (新法一二五条)。

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

従来、合名会社の特色の一つは、社号 (Firma social) の下にあることであったが (商三〇一条)、新法は社号 (razón social) の採用を絶対的なものとはせず、名称 (denominación social) をとることを認めている (新法二二六条)。

次に、新法の規定で目につく点は、取締役 (administrador) の更迭が容易になったことで、その選任が会社契約によらない場合、社員の決議で解任でき、その選任が会社契約による場合は、裁判所の判決を要する (新法二一九条)。

なお、従来から無意味とされていた商法第三二二条の、合名会社に有限責任社員 (socio comanditario) が参加できる旨の規定は、⁽¹⁾新法では当然に含まれていない。

(一) Ader, Kliksberg y Kutnowski, *op. cit.*, p. 182.

五

合資会社 (Sociedad en Comandita Simple) についても、商法典における如き定義規定 (商三七二条) をおかず、新法は合資会社が無限責任社員 (socio comanditario) および有限責任社員 (socio comanditario) からなることをまづ規定する (新法二三四条一項)。

会社の経営について、新法は伝統的立場を固守しており、有限責任社員は会社の経営に干与できず、もしも干与したときは、無限責任を負うことになっている (新法一三七条)。しかし、例外として、破産、死亡などの事由により無限責任社員が欠けた場合、有限責任社員は緊急な行為にあたることができる (新法一四〇条)。

六

労使混合会社 (Sociedad de Capital e Industria) にあつては、資本出資社員 (socio capitalista) は未受領の利益を限度に責任を負う (新法一四二条)。一見、これは合資会社に酷似するが、労務出資社員が会社の管理・代表にもあたるができること (新法一四三条) など、異なる点が少なくない。

この特異な企業形態に相当する会社の種類はスペインにもフランスにもなく、これが初めて規定されたのはポルトガルの一八三三年の旧商法典においてで、これをブラジルの旧商法典が継受し、さらに、これをアルゼンチンの一八五九年の旧商法典が継受し、さらに現行商法典と受けついで来たものである。實際上、ほとんど利用されていないようであり新法がこれを廃止しなかつた理由は理解できない。

七

一 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada) に関する一九三二年法律第一一六四五号が全文二六カ条であるのに対して、新法の有限責任会社の節の法条は一七カ条で数ではやや少なくなっている。

新法の大きな改正点をあげれば、一つは、社員数の最高限が現行の二〇名から五〇名に引上げられたこと (新法一四六条二項)、二つは、社員数二〇名を基準として、二〇名以上の場合、監査役の設置、および社員総会の開催が義務づけられ、また、計算書類について株式会社の場合と同じ規定が適用されることになっていること (新法六二条) など、社員が一九名以下の場合と異なる規制をうけることになっている。

したがって、新法では、有限責任会社は、その社員数によって、次の三つに類型化される。

一つは、社員数が5名以下の場合（新法五二条一項）で、この場合、人的会社の色彩が濃い。

二つは、社員数が六名以上、一九名以下の場合。

三つは、社員数が二〇名以上の場合。

資本金の最高額また最低額について規定はない。Halperin の参考草案では資本金の最高額が三〇〇、〇〇〇ペソとされ、また国会に提出された法案では五、〇〇〇、〇〇〇ペソとなっていたようだが（立法趣意書第二章第四節(1)参照）、新法ではこれが除かれている。

二 新法では、有限責任会社についても定義規定をおかず、その特色として資本が持分 (cuotas) に分割されること、その責任が持分の払込に限定されることの2点のみを規定する（一四六条）。

商号について、法律第一一六四五号では denominación または razón social のいずれでも採りうることにしていたが、新法では有限責任会社の商号を denominación という。しかし、これは社員の氏名を包含してもよいことになっている（新法一四七条）。

次に、事業目的について、法律第一一六四五号では銀行業、保険業などに従事できないこととされていたが、（同法三条）、新法ではそのような制限は何んもない。

なお、前述したように社員の責任は、原則として出資額に限定されるが、しかし、現物出資に対して付与される持分について、裁判所の検査を受けない限り、その価額につき責任がある（新法一四九条三項）。一般に、社員には資本充実に関して無限かつ連帯の責任があり（新法一五〇条）。また、設立契約に定めのある場合、追加出資

義務がある（新法一五一条）。

三 持分の譲渡は無論制限されており、社員以外の者に譲渡するには、社員数が6名以上の場合、資本の四分の三を代表する社員の同意を、5名以下の場合には、全員の同意を要する（新法一五二条）。いずれの場合でも、社員に先買権がある（新法一五三条）。

四 有限責任会社の経営は一名または数名の取締役（gerente）に委ねられるが、この者は社員であってもなくともよく、会社契約で、または社員の決議で選任される（新法一五七条）。取締役が数名おり、共同して業務を執行することとなっている場合、株式会社の取締役会（directorio）に関する規定が準用される（新法一五七条三項）。

監査役の設置は、前述した如く、任意であるが、社員数が二〇名以上の場合、その設置が義務づけられる（新法一五八条）。

社員決議は、総会で行ってもよく、また書面決議でもよい。しかし、社員数が二〇名以上である場合、総会の開催が義務づけられる（新法一五九条）。目的の変更、組織変更、合併、その他、社員の責任を加重する変更には社員全員の同意を要する。しかし、社員数が二〇名以上の場合、株式会社の特別決議に関する規定（新法一四四條）が準用され、この要件が緩和される（新法一六〇条二項）。

五 有限責任会社に関する新法の規定は、全体として、無難であり、同族会社、閉鎖的企業に最適の会社形態と、アルゼンチンの学者は評する。⁽¹⁾しかし、解釈上そうなるとしても、持分に関する指図式証券等の発行禁止（日本有限会社法二二条参照）の規定の欠除の如く、小まかく論ずれば、不備の箇所がいくつか散見され、また、社員数が二〇名以上の場合、監査役の設置および社員総会の開催が義務づけられ、計算について株式会社と同一の

アルゼンチン一九七二年新会社法の素描 (一)

規定が適用され、この場合、有限責任会社制度の特色の一つである組織の簡単性と弾力性がいちじるしく減殺されることとなる。

(一) Efraim Hugo Richard, Notas en torno a la Sociedad de Responsabilidad Limitada conforme a su Regulación en el Anteproyecto de Ley General de Sociedades, *Revista de Derecho Comercial y de las Obligaciones*, Núm. 16 (Agosto 1970), p. 480.

八

Sociedad accidental o en participación は直訳すれば、随意組合または利益分配組合であるが、その定義規定(新法三六一条)によれば、わが国の匿名組合にあたる。これが会社の中に規定されたのは *sociedad* の語の故であろう。無論、法人ではない。

(未完)